

相楽東部広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する規則

平成 22 年 3 月 30 日

規 則 第 3 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)及び相楽東部広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 22 年条例第 4 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(占有者の協力義務)

第 3 条 占有者は、本連合関係町村の行う一般廃棄物の収集を受けようとするときは、可燃物及び不燃物をそれぞれ分別しなければならない。

2 前項において定める一般廃棄物のうち、可燃物は、本連合関係町村において指定する容器で排出しなければならない。

(本連合関係町村の協力義務)

第 4 条 処理区域内における土地または建物の占有者は、その土地又は建物から排出する一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しがたい一般廃棄物については、可燃物と不燃物とを区分して各別の容器に収納し、連合関係町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び連合が行う処分について協力しなければならない。

(連合が行う一般廃棄物の処理)

第 5 条 連合は、連合関係町村が搬入する一般廃棄物を焼却するものとする。

2 前項の搬入する一般廃棄物は、関係町村が条例、規則等の定めに基づき収集した可燃物とする。

(廃棄物搬入時間)

第 6 条 前条に規定する廃棄物の搬入は平日とし、搬入時間は午前 8 時 30 分から正午まで、午後 1 時から午後 4 時までとする。

(委 任)

第 7 条 この規則の施行について必要な事項は、別に連合長が定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。